●入会基準

<table>
<tr><th>保護者の状態</th><th>形態</th><th>証明書類</th><th>留意点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1家庭外での労働
昼間に居宅外で労働することを常態としている場合</td><td>正社員
パート</td><td>就労証明書</td><td rowspan="4">◎ 勤務時間が1ヶ月64時間（<u>日曜日、祝日を除く</u>）以上仕事に従事している場合

◎ かつ、農業従事者は、1人当たりの耕作面積等が概ね次のとおりである場合
田　20ａ以上
果樹園　20ａ以上
普通畑　20ａ以上
施設園芸　100㎡以上
家畜　牛・豚　10頭以上
鶏　500羽以上
○ 固定資産税の課税明細の写し等農地の面積が分かるものを添付する。
○ 農業手伝いの場合は、収入を得ている方（現物支給は認められません）</td></tr>
<tr><td>農業
漁業</td><td>就労証明書
確定申告書（写）</td></tr>
<tr><td>自営業
(居宅外)</td><td rowspan="2">就労証明書
確定申告書（写）</td></tr>
<tr><td>2家庭内での労働
居宅内において児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としている場合</td><td>自営業
(居宅内)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3母親の出産等
妊娠中であるか、出産後間がない場合</td><td>妊娠</td><td>母子手帳（写）</td><td rowspan="2">◎ 出産（予定月）を中心に産前2ヶ月、産後2ヶ月の計5ヶ月間以内
ただし、産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまでの期間</td></tr>
<tr><td>出産</td><td>診断証明書等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4疾病等
疾病、負傷または、精神・身体に障害がある場合や、高齢者</td><td>疾病</td><td rowspan="4">申立書（疾病･看護）

家庭状況確認書（聞き取り）

診断証明書等

身体障害者手帳、療育手帳（写）</td><td>◎ 当該児童の育成ができない程の疾病、負傷、心身の障害を有している場合
※ 育成が困難な旨の証明が必要</td></tr>
<tr><td>障害</td><td rowspan="2">◎ 高齢‥満年齢65歳以上（入会時）</td></tr>
<tr><td>高齢</td></tr>
<tr><td>5疾病等の介護
長期間に渡る疾病や精神・身体に傷害を有する親族を常時看護している場合</td><td>看護</td><td>◎ 1ヶ月64時間以上（日曜日、祝日を除く）の介護をする必要のある場合（居宅介護に限る）
※ 税法上の特別障害者であるか、上記介護を要する旨の医師の証明等が必要</td></tr>
<tr><td>6家庭の災害
震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合</td><td>災害復旧</td><td>災害復旧に関する「証明書」</td><td>◎ 震災、風水害、火災その他の災害により居宅を失い、又は居宅を失わないが破損しその復旧にあたっている場合</td></tr>
<tr><td>7就学
就学(職業訓練を含む)している場合</td><td>就学</td><td>在学証明書等</td><td>◎ 就学時間が1ヶ月64時間（<u>日曜日、祝日を除く</u>）以上の場合（自動車教習所は不可）</td></tr>
<tr><td>8その他</td><td></td><td>家庭内で育成ができないと認められる「証明書」等</td><td>◎ 当該児童を家庭で育成できないと町長が認める前各号に類する状態にある場合</td></tr>
</table>

★ 就労証明書、申立書（疾病・看護）の参考にしてください。
★ 基本的に昼間、<u>家庭に児童の育成に当たる者がない家庭（授業終了後又は長期休み中、家に帰っても家に誰もいない家庭）を対象としています。</u>
★ 虐待・遺棄等により、児童相談所からの依頼、その他により保護が必要と認められるときは、この基準にかかわらず、入会対象児童となります。
★ <u>兄弟姉妹の令和9年度公立保育所等入所申込みの際に使用された証明書の写しで代用可能です。</u>